

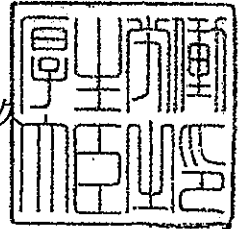
厚生労働省発基安0618第1号

平成 27 年 6 月 18 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 ロープ高所作業における危険の防止に係る規定の新設

一 ライフラインの設置

事業者は、高さが二メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具（作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに労働者の身体を保持するための器具（以下「身体保持器具」という。）を取り付けたものであつて、労働者自らの操作により上昇し、又は下降するものをいう。）を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（四十度未満の斜面における作業を除く。以下「ロープ高所作業」という。）を行うときは、身体保持器具を取り付けたロープ（以下「メインロープ」という。）以外のロープであつて、安全帯を取り付けるためのもの（以下「ライフライン」という。）を設けなければならないものとする。

二 メインロープ等の強度等

1 事業者は、メインロープ、ライフライン、これらを支持物に緊結するための緊結具、身体保持器具及びこれをメインロープに取り付けるための接続器具（以下これらを「メインロープ等」という。）

については、十分な強度を有するものであって、著しい損傷、摩耗、変形又は腐食がないものを使用しなければならないものとする。

2 1のほか、メインロープ、ライフライン及び身体保持器具については、次に定める措置を講じなければならぬものとする。

(一) メインロープ及びライフラインは、作業箇所の上方にある堅固な支持物に緊結すること。この場合において、メインロープ及びライフラインは、それぞれ異なる堅固な支持物に、外れないように確実に緊結すること。

(二) メインロープ及びライフラインは、ロープ高所作業に従事する労働者が安全に昇降するため十分な長さのものとする。

(三) 突起物のある箇所その他の接触することによりメインロープ又はライフラインが切断するおそれのある箇所に覆いを設ける等これらの切断を防止するための措置を講ずること。

(四) 身体保持器具は、メインロープに接続器具を用いて確実に取り付けすること。

三 調査及び記録

事業者は、ロープ高所作業を行うときは、墜落又は物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の状況等を調査し、その結果を記録しておかなければならないものとする。

四 作業計画

1 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、あらかじめ、三の調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならないものとする。

2 作業計画は、作業の方法及び順序等の事項が示されているものでなければならないものとする。

また、事業者は、作業計画を定めたときは、当該事項について関係労働者に周知させなければならないものとする。

五 作業指揮者

事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に作業計画に基づき作業の指揮を行わせるとともに、二の措置が二に定めるところに適合して講じられているかどうかについての点検等を行わせなければならないものとする。

六 安全帯の使用

1 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、当該作業を行う労働者に安全帯を使用させなければならないものとする。

2 1の安全帯は、ライフラインに取り付けなければならないものとする。

3 労働者は、1の場合において、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないものとする。

七 保護帽の着用

1 事業者は、ロープ高所作業を行うときは、物体の落下による労働者の危険を防止するため、労働者に保護帽を着用させなければならないものとする。

2 労働者は、1の保護帽の着用を命じられたときは、これを着用しなければならないものとする。

八 作業開始前点検

事業者は、ロープ高所作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、メインロープ等、安全帯及び保護帽の状態について点検し、異常を認めるときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

いものとする事。

第二 特別教育を必要とする業務の追加

事業者が労働者に特別の教育を行わなければならない業務に、ロープ高所作業に係る業務を追加すること。

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十八年一月一日から施行すること。ただし、第二については、平成二十八年七月一日から施行すること。

二 経過措置

ロープ高所作業のうち、ビルクリーニングの業務に係る作業又はのり面における石張り、芝張り、モルタルの吹付け等ののり面を保護するための工事に係る作業以外の作業については、次の措置を講じた

ときは、当分の間、第一の一は、適用しないものとする。こと等所要の経過措置を定めること。

1 メインロープを作業箇所の上にある異なる二以上の堅固な支持物と緊結すること。

2 突起物のある箇所その他の接触することによりメインロープが切断するおそれのある箇所とメインロープとの接触を避ける措置を講ずること。ただし、当該措置を講ずることが作業の性質上困難な場合において、1の支持物の他に当該箇所の下にある堅固な支持物にメインロープを緊結させたときは、この限りでないこと。